

平成28年度 第1回四街道市環境審議会会議録（概要）

日 時：平成28年10月20日（木）

午前9時30分から午前11時30分

場 所：四街道市保健センター3階 第2会議室

委員出席者：岡本会長 本橋副会長 大瀬委員 大山委員 加藤委員 鈴木委員
江畑委員 伊藤委員 喜多川委員 山口委員

委員欠席者：濱田委員 日浦委員

事務局出席者：本田部長 鈴木課長 麻生主幹 川口主査 橋本主査補
木村主任主事 東主任主事

傍 聴 人：9人

——会議次第——

- 1 開 会
- 2 新任委員紹介（平成28年4月1日付け委員委嘱者）
- 3 職員紹介
- 4 会長あいさつ
- 5 市長あいさつ
- 6 諮 問
- 7 議 題
 - （1）四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例及び同条例施行規則の一部改正（案）の考え方について
 - （2）その他
- 8 答 申
- 9 閉 会

——会議内容——

事務局：【開会】

事務局：【委員紹介】

本田部長：【職員紹介】

岡本会長：【あいさつ】

市長：【あいさつ】

市長：【諮問】

【市長退席】

事務局【諮問文書写しの配布】

事務局：【会長へ議事進行のお願い】

岡本会長：【公開の決定、傍聴者の確認】

事務局：【傍聴者が9名であることを報告】

【傍聴人入場】

岡本会長： 議題の（１）四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例及び同条例施行規則の一部改正（案）の考え方について事務局より説明をお願いします。

事務局：【資料に基づき説明】

岡本会長： ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様より意見を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

大瀬委員： 今回の改正において再生利用するものは条例の適用対象から除外しますということですが、コンクリート・アスファルトは現行条例の対象に含まれているということでしょうか。そういう考え方は他の市町村も同じなのでしょうか。

事務局： 同じ文言を使用している市町村はそれ程多くはありません。
現行条例では、コンクリート・アスファルトも条例の適用対象に含まれています。自然砕石や、コンクリート・アスファルトを砕いた再生砕石の敷き均し等、そういうものについて条例の適用対象から除外するという規定を設けたいと考えています。

鈴木委員： pHの分析において、分析結果を出すと数値が独り歩きしていきますの

で、分析の手法を明確にして、どこの分析機関で行っても揺るがないものにしていく事が必要だと思います。

風乾をしないと高含水率の土に関しては、分析が困難になってくる場合が生じますので、市の改正案のように高含水率のときには違う手法、前処理をするということで分析方法を統一していただきたいと思います。

pHの試験はやり方が種々あるのですが、私どもの依頼で増えてきている地盤工学会のやり方が、明確で非常に細かく粒径まで考慮した分析方法になっております。茨城県では県条例によりJGS基準（地盤工学会基準）が公定法として定められており、非常によくできた分析法ですのでそちらの方も考慮の対象にしていただければと思います。

pHの基準値について、今回の改正案で今までよりも狭めた形になっております。千葉県内では4~9が一般的ですが、環境への影響等を考えますと環境基準である今回の四街道市の案の5.8~8.6というのは良いと思います。全国的に展開している土砂を取り扱っているUCRは、含有は環境基準、溶出は4~9というように定めていますので、含有量試験で5.8~8.6というのもよろしいのではないかと思います。

加藤委員：今回、条例の趣旨を効果的にするための条例改正ということですが、規制強化にあたっての費用対効果や負担対効果についてどのように判断されたでしょうか。市の考え方では、その点が読み取れなかったので、補足等があれば教えていただければと思います。

事務局：まず、鈴木委員から頂いたご意見についてですが、現行条例ではpHについて様々な測り方の可能性を残すような規定になっていたところ、風乾を基本的に禁止して生土で測るようにした改正案を提出させていただいたところです。高含水率のものについては、含水率71%以上、つまり土:水=1:2.5以上になってしまうものは風乾を認めるというような但し書きの記載をしたいと考えております。ただ、茨城県が行っているJGSの方法が良いというご意見をいただきましたので選択肢の1つに加えてより明確な方法にするために検討したいと考えております。

次に、加藤委員から頂いたご意見についてですが、何を持って妥当とするのかは難しい問題だと思いますが、今回の改正は他の自治体の事例を参考として、現在土砂の埋立場で発生している諸問題についても考慮して見直しをしたものです。発生元や搬入土砂の状況を今以上に把握することが可能になることや抑止力効果が期待できるものと考えています。

岡本会長：どういう物質を分析するかによって、風乾するかしないか、溶媒についても、水溶液を用いるか純水を用いるか、あるいは浸透するか、抽出時間の設定等が全部変わってくるのではないかと思います。そういう前提条件なしでサンプリングや前処理の論議をすると、また別の問題が発生するのではないかという気がします。

細かい物質一つ一つについて規則に規定すると、これからの技術の進歩についていけないし、様々な地盤工学会等の研究などの今後の進展を考え

たときには、他の自治体や国の動きに合わせたスピーディな対応に関わってくると思います。

本橋委員：先程の鈴木委員の話に続くのですが、浚渫土を一時堆積する場合、その抽出する場所の土砂によってどういう方法でやるか、例えば沼や池みたいに非常に汚れている場合に、そこでのサンプルに何をを使うかによってかなり変わってきます。

浚渫の場合は一時置場で雨にさらせばさらすほど酸性化していきます。だから一時堆積は駄目だというと、浚渫工法を禁止してしまうということになります。このままでは抜け道がずいぶんありますので、もう少し浚渫土に関して勉強されても良いのではないかなと思います。

また、今回の改正案では、残土の監視にあたって、どこからサンプルしなさいということが書かれていません。仮に業者が例えば上・中・下と採り、値の良い方を出そうという可能性もあります。どのように考えているのでしょうか。

事務局：浚渫土の問題、それからサンプリングの問題についてですが、1点目の浚渫土につきましては、頂いた意見を踏まえて再度調べた上で、内容を精査をさせていただきたいと思います。

2点目のサンプリングについてですが、今回の改正案で発生元のサンプリングに市が立会う規定にしましたので、市が立会って場所を指定するようにしたいと考えています。千葉県等ではサンプリングの方法としてかなり詳しく規定されていますので、そういうものを参考にサンプリング場所を指定していきたいと考えています。

岡本会長：本橋委員の心配は、立会の人ちゃんと評価できる適任の人がいるのか、その辺りの事まで含まれているということによろしいでしょうか。

本橋委員：そうです。埋立ての現場においてもいかに土地所有者が確認するのか、それに対して市の職員が立ち会うのかどうか。監視というものに対して事業者だけに任せるのではなくて、やはりその監視は第三者である市がやるべきです。その場合に監視できる技術者や責任者を置いておかなければいけません。

岡本会長：JISの廃棄物にサンプリングの規定があります。ベースになっているのは石炭などの野積みになっているものです。全体に均一なカーボン量とか水分量を分析する方法がベースになっています。そういうもので勉強していただきたいと思います。

もし、鈴木委員の方で不足することがあればコメントをいただきたいと思います。

鈴木委員：私どもが調査をやるときには、千葉県で出ている手引きに基づいて公平に取っています。また現場で項目を追加した方が良いのではないかとか、持って行く先の状況が、農地が周りにあったりとか市街地だったりとかい

ろいろいろありますので、やっておいた方が良いのではないかとかをアドバイスして、なるべく後で色々なことが生じないような形でコンタクトを取っているつもりです。

先程言われた浚渫土に関しても生土で測った状態では中性でも、硫黄などが入っていると酸化していき酸性土壌になり、周りの田圃が全部枯れてしまったりというケースもあります。

そういった事が事前に分かる検査もあります。農地の近くに持って行くときにはpHが酸性になるかどうかを判定するような項目を追加する。今の有害項目とpHの分析が基本となっていきますが搬出先に応じて色々なことを付け加えられるような項目というか、市から場合によっては追加することを一文入れてもらえれば、私どももこういった事をやった方が良いのではないかとというアドバイスすることもできます。何事も生じないようにするためにはやはりそういった事も必要かと思えます。

本橋委員： 4月に環境基準の中にクロロエチレンと1,4-ジオキサンが追加されました。残土条例の安全基準の項目に対して各市町の環境審議会に諮問しなければならないが、どうして諮問の中に入っていないのですか。これをわざわざ追加で予定しているのですか。

事務局： ご指摘の点につきましては、関係法令の改正に伴い改正を必要とするものとして、当初から改正を予定していたものです。

岡本会長： 本橋委員は、今回諮問に漏れている2項目について、答申の中で事務局に対し、追加するべきである旨の答申をした方が良いとおっしゃって下さっていますが、事務局としてはどのように考えておられるのですか。

事務局： いえ、答申いただくまでもなく、事務局として当然自主的に追加しなければならないと考えていました。

諮問別紙の13番、土壌検査方法の見直しの所の一番下、「その他、関係法令に合わせて項目・基準値等を追加変更する」という、具体的では無いのですけれどもここに含まれているとの考えでした。

江畑委員： 残土の埋立に関して、事務局の皆さんが一番危惧されて、規制を強化されたいというお気持ちは十分に承知しておりますが、今回の、住民同意を100%にするというのは、経済行為を止めてしまうということになるおそれがある点が危惧されます。四街道市は数千㎡規模の開発はまだまだ出てくる状況があると思いますので、そうすると、自分の近くにそういう団地ができるのは嫌だという方もいらっしゃると思いますので。

100%の周辺同意というのは県内でも初めての条例改正だと思います。例えば山の多い君津市さんは厳しい条例を作っていますが、山の中の開発の制限をかけたいという考えがあると思います。四街道市の場合はどちらかという住環境がメインになると思います。環境面では問題無いが開発の面でブレーキをかけるような形になってしまうとすれば、市全体としての考え方というものも出てくると思いますので、十分協議をして、すり合

わせですとか考え方を整備していただきたいと思います。運用面で調整するなど、そこらへんは今後の課題としてご検討いただければと思います。

伊藤委員： 条例の改正内容について、他市にはないものもあり、環境面では評価されるものと思われます。ただし、市としての事情から規制の強化を図りたいという考えは理解できますが、他の自治体で規定されていないものなどについては、法令上の妥当性という観点も十分に考えていかなければいけないと思います。

特に改正内容のうち、区、自治会の承認や協定など、新たに申請に対する許可の条件として規制を強化するものについては、法令上の問題が生じないかということが危惧されます。そのようなことも考慮しながら、進めたいと思います。

事務局： 今回、改正内容として15項目を掲げました。多項目にわたっていますので、細かい点では調査も十分でない部分もあろうかと思えます。考え方としては、安全基準に適さない土壌が搬入されないような対策、また、現に問題となっている様なことがと起こらないような、再発防止の観点から規制を強化したいという思いからの改正案です。今お話がありましたように、改正内容について法令上の問題等が確認されたり、他部署との調整を踏む必要が生じる場合もあろうかと思えますが、法令上の問題が有るようであれば、問題が無いように修正して進めてまいりたいと思います。

岡本会長： ありがとうございます。皆様よろしいでしょうか。他にご意見・ご質問ありましたらお願いします。

【意見等なし】

岡本会長： よろしければ、事前にご意見をいただいた皆様のコメントを基に、事務局側で答申案を取りまとめたいただきましたので、これを皆様にご覧いただきご意見を頂戴したいと思います。

それでは、答申案について説明をお願いします。

事務局： 【答申文案の読み上げ】

岡本会長： 皆様、いかがでしょうか。

本橋委員： 1番で「分析」について述べられていますが、わざわざ2番で「検査方法」について述べています。どういった理由からでしょうか。

事務局： 2番については今回改正案として出させていただいた風乾についての検査方法の意味で出させていただきました。サンプルを採取して、溶媒にて検液を作るところです。今回変更する箇所は検液の作成方法になりますので、その部分のことを述べています。

採取方法については1番に含まれています。採取して分析機関に持ち込むまでの間に懸念が生じないようにしてくださいというのが1番です。

岡本会長：本橋委員がおっしゃっているのは、2番の項目は1番に含まれるのではないか、例えば具体的な事例でいうと、1番には該当しないけど2番の方針によって担保される重要な事項は何ですか、ということでこれについて事務局は回答できますか。

事務局：1番は、「採取から分析に至るまでの間」に不正が行われてることが無いようにとの意見として規定したものです。搬入される土砂等がきちっと発生元で試料採取されたものかどうかという懸念を払しょくするために使用した表現です。

2番目については、分析か検査かと言われると両方含みます。ここで言う地質検査方法というのは、ご意見いただいた風乾、条例の適用備考欄のpHの測り方といった点で規定しました。

岡本会長：1番の2行目の分析という表現の中に2番が含まれてしまうということです。2番を止めて、代わりに指摘があったクロロエチレン・ジオキサンについて追加することを入れた方がスッキリするのではないのでしょうか。

大山委員：別紙についてですが、公文書として「正しい解釈がなされるような制度」という文句はおかしいのではないのでしょうか。疑いのある文書を審議会で承認したような格好になってしまうのではないのでしょうか。

事務局：別紙の部分につきましては、頂いたご意見を何とか答申の中に反映できればと思い、付足したものでございます。

岡本会長：皆様の指摘で言うと、懸念とか解釈ということではなくて、適正な値とか正しい値が得られるようなサンプルの採取方法・前処理方法・分析方法それから分析値から後で計算処理で搬入全体の平均値・最大値を推計するわけですから、その後のデータ処理を含めた全体の方法が適切であると言うことを求めているのだと思います。

そういう意味で「正しい解釈がなされるような制度」というのは適切ではないかもしれませんので、文章上の配慮をお願いしたいと思います。

本橋委員：市から、審議会は諮問されているわけです。今の別紙の文言では審議会が何も結論出せないからもう一回まとめてくれとの内容になっており、なんのための審議会なのか分かりません。

通常、審議会に諮問されたものに対する回答は、順守せよという言葉で書かないと答申にならないと思いますので、どういう文言でどういう風に書くのかということを確認して頂きたい。

事務局：今回の諮問と答申について、市の基本的なスタイルを基に行わせていただいたところですが、ご指摘の点をどの様な形にするか、検討させて頂ければと思います。

岡本会長：それでは、皆様方からたくさん意見を頂戴しましたので、答申文案の別

紙について意見に基づいた修正案を作りたいと思います。

ここで暫時5分程度の休憩を取りたいと思います。その間に事務局と内容を確認してまいりたいと思います。

【会議中断】

岡本会長： それではよろしいでしょうか。ただいま副会長、事務局とも相談しまして答申文案の内容について若干修正をさせていただきました。

答申の本文は変わりありませんが、別紙については手を加えたものを皆さんのお手元にお配りしましたので目を通していただきたいと思います。事務局の方、修正されました答申文案を読み上げていただけますか。

事務局： 読み上げます。

別紙

1 検査機関で分析した土砂等が真に発生元で試料採取された土砂等であるか等がわかるように、試料採取から分析に至るまで適切に行われるような制度にすること。

2 許可条件として新たに追加する事項については、法令上問題のない規定にするよう十分に留意すること。

岡本会長： それでは委員の皆様方がいかがでしょうか。

喜多川委員： 先程、鈴木委員から意見がありました、pHの測定方法についても答申に盛り込んではいかがでしょうか。

岡本会長： 新しい文案では、「採取から分析に至るまで」という中で一連のすべてを含んでおりますので、pHの測定方法も念頭に置いた上での文言となっております。

【意見なし】

岡本会長： よろしければ、この文案でご了承いただきたいと思いますがいかがでしょうか。事務局は答申書提出の準備を進めてください。

事務局： それでは、答申書の提出の準備をさせていただきます。会長には答申書の最終的な確認をしていただきまして、会長印の押印をお願いしたいと思います。委員の皆様には大変申し訳ございませんが、もうしばらくそのままお待ちいただきますようよろしくお願いいたします。

【武富副市長入室】

事務局： お待たせいたしました。準備が整いましたので再開させていただきます。

四街道市環境審議会岡本会長より答申を頂戴したいと存じます。

岡本会長 【答申】

事務局：ありがとうございます。それでは、武富副市長よりお礼のごあいさつを申し上げます。副市長よろしく申し上げます。

副市長：【あいさつ】

【答申終了】

岡本会長：次に、議題の（２）その他についてですが、事務局から何かございますか。

事務局：【事務局より今後の日程等について説明】

岡本会長：これをもちまして、四街道市環境審議会を終了します。
長時間にわたり、お疲れ様でした。